



【事業承継促進枠】 (別紙2) 証拠書類等の準備に係る留意点

事業承継·M&A補助金事務局

【目次】



1	はじめに		<u>3</u>			
2	補助対	補助対象経費に関する留意事項 7				
3	経費区分別の証拠書類等について					
	3.1	全経費区分共通	<u>10</u>			
	3 .2	設備費	<u>17</u>			
	3 .3	産業財産権等関連経費	<u>27</u>			
	3.4	謝金	<u>33</u>			
	3 .5	旅費	<u>38</u>			
	3 .6	外注費	<u>45</u>			
	3 .7	委託費	<u>50</u>			
	3 .8	廃業費	<u>54</u>			
4	【賃上け	要件での補助上限額引上げ時】賃金引上げの証拠書類	<u>62</u>			

1. はじめに | 事務手引書の構成



- 本書は「補助金交付のための事務手引書(別紙2)証拠 書類等の準備に係る留意点」として、<u>経費区分別の証拠</u> 書類について掲載しています。
- 実績報告時に提出が必要な各種様式の記入方法については、「(別紙3) 実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル」を参照してください。
- 交付決定後に必要となる対応各種については、「補助金交付のための事務手引書」及び「(別紙1)申請内容変更時の対応整理表」を参照してください。

補助金交付のための事務手引書

交付決定〜補助金の交付・その後の対応に至るまで、対応が必要となる事項と留意点について取りまとめた資料となります。

<掲載内容>

- 補助事業期間中の要対応事項に関する案内
- 補助事業完了時の報告(実績報告)に関する案内
- 検査の実施や補助金の交付等に関する案内
- 後年の対応事項について

<入手方法>

• 本補助金Webサイトよりダウンロードしてください。

(別紙1) 申請内容変更時の対応整理表

補助事業実施中に、交付申請時の内容に変更が生じた場合について取りまとめた表となります。

<掲載内容>

- 変更自体の可否
- 変更が可能である場合に使用する様式番号
- 変更に伴い必要となる証憑等
- <入手方法>
- 本補助金Webサイトよりダウンロードしてください。

(別紙2) 証拠書類等の準備に係る留意点

実績報告時に提出が必要となる証拠書類の 詳細について案内した資料となります。

<掲載内容>

- 調達期間や支払方法に関する留意点
- 経費区分別に必要となる証拠書類の詳細等

<入手方法>

• 本補助金Webサイトよりダウンロードしてください。

(別紙3) 実績報告時の提出書類に関する 記入マニュアル

実績報告時に提出が必要となる様式の記入方法の詳細について案内した資料となります。

<掲載内容>

- 様式番号別の記入内容と留意点
- 実績報告の提出に関する案内等

<入手方法>

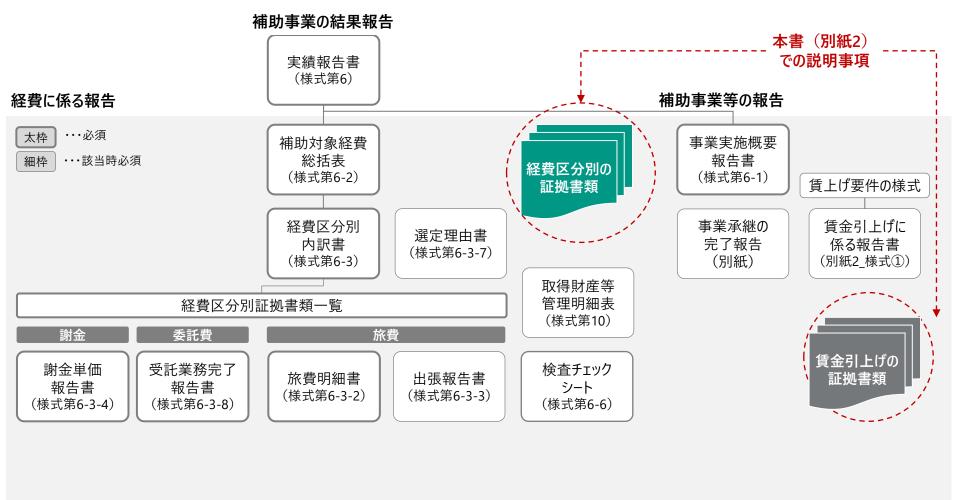
• 本補助金Webサイトよりダウンロードしてください。(※後日掲載予定)

1. はじめに | 本書 (別紙2) の掲載内容



事業承継促進枠における実績報告様式と証憑の概要

本書(別紙2)では、「経費区分別の証拠書類」、「補助対象経費に関する留意事項」及び「賃金引上げの証拠書類」について説明します。



1. はじめに | 経費区分別の実績報告様式一覧



補助対象経費の報告時に提出が必要な実績報告様式(経費区分別)

各様式の記入方法詳細は、**後日掲載予定の「(別紙3) 実績報告時の提出書類に関する記入マニュアル」を参照**してください。 ※本書では、様式とは別で提出が必要となる各経費区分別の証拠書類の詳細について案内しています。

補助対象経費に係る様式(様式番号)	設備費	産業財産権 等関連経費	謝金	旅費	外注費	委託費	廃業費
補助対象経費総括表(6-2)	必須						
経費区分別内訳書(6-3)	必須						
旅費明細書(6-3-2)	_	_	_	該当必須	_	_	_
出張報告書*1(6-3-3)	_	_	_	該当必須	_	_	_
謝金単価報告書(6-3-4)	_	_	必須	_	_	_	_
選定理由書*2(6-3-7)	該当必須	該当必須	_	_	該当必須	_	該当必須
受託業務完了報告書(6-3-8)	_	_	_	_	_	必須	_
取得財産等管理明細表*3(10)	該当必須	_	_	_	_	_	_

*1:出張、宿泊等が発生した場合

*2:相見積の未取得時

*3:補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産がある場合

1. はじめに |実績報告に向けた証憑収集・保管~準備の概要



交付決定後、事業承継に関連する証憑及び生産性向上等に係る取組を進める際の発注・契約等により発生する証憑は、都度収集・保管しておき、 実績報告時や事業化状況報告時に提出してください。



2. 補助対象経費に関する留意事項 |補助対象経費の要件



【補助対象経費について】

- 補助対象事業を実施するために必要な経費で、事務局が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となります。
- ■補助対象経費は、公募要領「9.補助対象経費」に記載の経費区分に分類されます。
- 補助対象経費は、以下の条件を全て満たす必要があります。
 - ① 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ② 補助事業期間内に契約・発注を行い、支払った経費
 - ③ 補助事業期間終了後の実績報告で提出する証拠書類等により、金額・支払い等が確認できる経費

【見積・発注・支払等のタイミングと補助対象可否判断】



^{※「}検収」とは、納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為をいいます。検収行為は必ず補助事業期間内に実施する必要があります。

2. 補助対象経費に関する留意事項 | 証拠書類準備・支払 (1/2)



【実績報告に向けた証拠書類準備・補助対象経費の支払等に関する留意点】

① 調達~精算過程の遵守

基本的に、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった各ステップを踏まえて調達・精算を行い、流れに沿った証拠書類を整理していく必要があります。ただし、専門家活用において例外的に、委託費のうち着手金を支出する場合については、委託先からの実績報告・検収より前の支払いであっても当該経費を補助対象経費とします。

② 対象外費用に関する理解

補助金実績報告書作成費用や確定検査等を受けるための費用は、補助対象経費となりませんので注意してください。<u>金融機関に対する振込手数料及び為替差損等についても補助対象経費とはなりません</u>(振込手数料を取引先が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の額を補助対象とします)。

③ 支払負担者・支払方法の遵守

補助対象経費の支払いは、補助事業者名義による「補助事業者の口座からの銀行振込」または「クレジットカード1回払い」のみ対象となります。 支払負担者が補助事業者以外の場合や、以下ア)~オ)に記した手法による支払いは、補助対象経費となりません。

<対象外となる支払方法>

- ア)口座から現金を引き出しての振込(手形及び小切手も含む)
- イ) 相手方への現金での支払い
- ウ)旅費等の立替払いで補助事業期間中に経理処理を終えていないもの
- エ) 仮想通貨での支払い
- オ)キャッシュレスサービスでの支払い(PayPay、Suica等)

④ 外貨による支払時の追加資料準備

海外出張等については、円建てで契約等していただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合は、支払時の為替レート(クレジットカードでの支払いの場合は、カード会社が発行する「カードご利用代金明細書」に記載されたレート)を適用することになります。支払日当日のレート(適用レートTTS)を証する書類を整備してください。また、当該契約等については、日本語版をご用意いただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合には、当該契約等の概要を日本語で作成したものをご用意ください。

2. 補助対象経費に関する留意事項 | 証拠書類準備・支払 (2/2)



【実績報告に向けた証拠書類準備・補助対象経費の支払等に関する留意点】

- ⑤ 消費税及び地方消費税の減額 補助対象経費からは、消費税額及び地方消費税額を減額する必要があります。
- ⑥ **源泉徴収処理の実施** 源泉徴収を行う必要のある経費については、<u>当該処理(補助対象者において預り金処理または税務署への納付等)を示す資料</u>を整理してく ださい。
- ⑦ 端数の切り捨て処理 補助対象経費の算出過程において1円未満の端数が生じる場合は、切り捨てによる経費計上となります。
- ⑧ 補助事業事務処理マニュアルの確認 各経費に関しては、補助事業事務処理マニュアル(経済産業省大臣官房会計課)を参照する必要があります。
- ⑨ 交付決定後の計画変更 補助事業へ補助対象経費の変更や申請者情報の変更など、補助事業期間中に申請内容の変更が生じた場合は、「(様式第3)計画変 更(等)承認申請書 | や「(様式第16)補助金登録変更届 | など、適切な書類の提出・手続きを実績報告前に実施する必要があります。



■ 経費区分別の証拠書類 (全経費区分共通)

	要否	書類名 条件		記載ページ
_	_	経費対象における留意点	_	<u>11</u>
_	- 事業承継のタイミングと支払負担者について		_	<u>12</u>
_	_	支払いに関する留意点 -		<u>13</u>
1	該当必須	支払確認資料(銀行振込) 支払いが銀行振込の		<u>14</u>
2	該当必須 支払確認資料(クレジットカード1回払い) 支払いがクレジットカードの場合		<u>15</u>	
3	該当必須	電子契約締結時の証憑	電子契約を締結した場合	<u>16</u>



▶ 経費対象における留意点

以下の経費については、経費区分を問わず補助対象とはなりませんので、必ずよく確認の上、補助事業に臨んでください。

経費区分を問わず対象とならない経費の一部

※太字項目は特に注意してください。

▼ チェック欄

汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なも のと特定できない物の調達費用

例)パソコン(デスクトップ、モバイル共)、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの

Webサイトの新規制作・更新等に係る費用、ソフトウェアやシステム開発に係る費用

広告に係る費用(媒体は問わない。インターネット広告も対象外)

通信運搬費(電話代、切手代、インターネット利用料金等) 光熱水費

販売用商品(有償で貸与するものを含む)の製造及び開発 の外注に係る全部または一部の費用(パッケージデザインを含む)

事務用品·衣類·食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代、包装紙等

例)宿泊施設・飲食店等で使用する調理器具(鍋・包丁

等)、食器・膳・弁当箱、布団・シーツ・カーテン、ユニフォーム等

団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費

▼ チェック欄

経営者及び従業員等のスキルアップ、能力開発のための研修に係る費用
売上原価、製造原価の対象となるもの 例)レンタル業におけるレンタル品購入費やメンテナンス・保管 費用、商品デザイン、商品パッケージデザイン、商品開発費
中古品、新古品
飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待(ノベルティ代、記念品代、 粗品代等含む)の費用
プリペイドカード、商品券等の金券、割引クーポン付チラシ等
自動車等車両の修理費・車検費用
公租公課(消費税及び地方消費税等)、各種保険料
振込手数料、代引き手数料、為替差損等
借入金等の支払利息及び遅延損害金
自己消費・利益相反の取引による経費
他の事業との明確な区分が困難である経費
公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費



▶ 事業承継のタイミングと支払負担者について

■ 事業承継の前後における、調達・発注は下図にて実施主体を参照の上、適切に実施してください

同一の法人

被承継者 (現代表者)





承継予定者 (親族や従業員等)



賃上げ | 実施主体は 法人

※代表者名は 承継タイミングによって 適宜記載

調達・発注・支払 実施主体は 法人

※代表者名は 承継タイミングによって 適宜記載

同一の個人事業

被承継者(現事業主)





承継予定者 (親族や従業員等)



賃上げ | 実施主体は 事業主

※承継前の賃上げであれば被承継者のもとで実施

調達・発注・支払 | 実施主体は 事業主

※承継前の 調達・発注であれば 被承継者名義で実施



- ▶ 支払いに関する留意点 支払いに関しては、以下①、②の留意点を必ずご確認の上、支払確認資料を準備・提出してください。
- 留意点①:支払手段について
- 本補助金では、補助対象経費の支払手段を以下の2種に限定しています。
 - 補助事業者名義による「補助事業者の口座からの銀行振込」
 - ・ 補助事業者名義による「クレジットカード1回払い」
 - ※ 必ず補助事業者名義の口座から支払を実施してください。
- 対象外となる支払手段について 以下の支払手段は、いずれも補助対象外となります。
 - 口座から現金を引き出しての振込(手形及び小切手も含む)
 - 相手方への現金での支払い
 - 旅費等の立替払いで補助事業期間中に経理処理を終えていないもの
 - 仮想通貨での支払い
 - キャッシュレスサービスでの支払い(PayPay、Suica等)

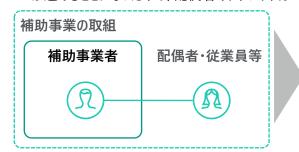
■ 留意点②:支払口座、支払負担者について

- 支払口座や支払負担者については、以下のルールにしたがってください。
 - 事業用資金口座から支払われていること
 - 対象経費の支払負担者は補助事業者かつ契約当事者であること 【補助事業者とは】

交付決定通知書上に記載されている、事業者(法人名、個人事業主名、共同申請者たる法人名、個人名)を指します。

【補助事業者以外の支払いにより、経費の払い出しができない事例】

■ ケース1:個人事業主の補助事業者において、補助事業のサポートを配偶者が進めることになったので、配偶者のクレジットカードで備品等を購入した。



補助事業の取組の関係 者でも、補助事業者は 個人事業主のため、配 偶者・従業員名義で支 払った経費負担分は補 助対象と認められません。

■ ケース2:法人補助事業者において、オーナー(代表者)個人の資金口座から振込を実施した。



補助事業者である法人のオーナーであっても、補助事業者はあくまで法人のため、オーナーの個人口座から支払った経費負担分は補助対象と認められません。



① 支払確認資料 (銀行振込)

資料準備の留意点

- 補助事業者名義の事業用資金口座からの支払いが必須です。
- 振込の方法については、窓口・ATM・インターネットバンキング等のいずれも 問題ありません。

(具体的な留意点)以下の2種に相当する証憑を提出してください。

①振込先の情報が確認できる証憑

以下1~3が明確に確認できるもの。

- 1. 「支払いの相手先名」「相手先口座番号」など口座情報
- 2. 「支払日」
- 3. 「支払額」

【具体的な証憑】

以下のいずれかを提出してください。

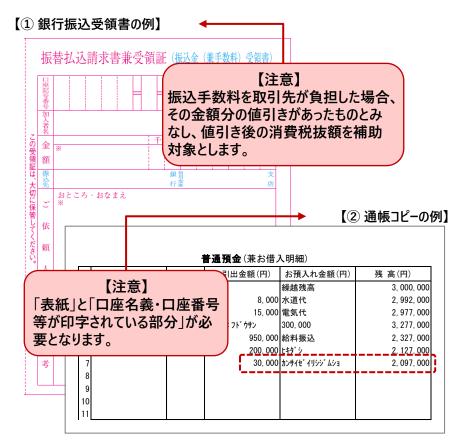
- ✔ 銀行振込受領書
- ✔ 銀行利用明細書
- ✓ インターネットバンキングによる振込を証明できる画面を印刷したもの
- ✔ 振込照会機能で振込が確認できる画面を印刷した資料

②振込元(補助事業者)の情報・支払事実が確認できる証憑

以下1~3が明確に確認できるもの。

- 1. 「通帳の表紙 |
- 2.「口座名義・番号等口座情報が印字されている部分」
- 3. 「経費支払の該当部分」
- ※ インターネットバンキング等で通帳を作成していない場合は、上記情報が 記載されている画面の印刷資料を提出してください。
- ※ 上記3について、インターネットバンキング等の場合は、振込予約 / 承認ではなく<u>着金が確認できる取引画面</u>を提出してください。





※ 該当取引部分にはマーカーなどを付し、判別しやすいようご協力ください。



② 支払確認資料(クレジットカード1回払い)

該当必須

資料準備の留意点

- 補助事業者が法人の場合は**法人名義のクレジットカード**である必要があります。
- 支払回数は1回のみ対象で、分割払いは対象外となります。

(具体的な留意点)以下の3種に相当する証憑を提出してください。

1領収証

以下1、2が明確に確認できるもの。

- 1. 決済手段がクレジットカード1回払いであること
- 2. 金額の内訳 (商品価格と消費税)
- カード払い等の明記がない場合、「お客様売上票(お買上票)のお客様 控え」を添付いただく形でも問題ありません。
- 金額の内訳については、レシート等の他、見積書や納品書等を補足資料として提出していただく形でも問題ありません。

②カードご利用代金明細書

カード会社発行の(口座引落確認が可能な)「カードご利用代金明細書」を提出してください。(オンラインでの明細等情報を印刷したものでも構いません)

③カード代金支払元の情報・支払事実が確認できる証憑

以下1~4が明確に確認できるもの。

- 1. 「クレジットカード口座の通帳の表紙」
- 2. 「口座名義・番号等口座情報が印字されている部分」
- 3. 「経費支払の該当部分」
- 4. 「引落し日」
- ※ インターネットバンキング等で通帳を作成していない場合は、上記情報が記載されている画面の印刷資料を提出してください。



【注意】

- ✓ リボ払い・分割払い等は対象外です。
- ✓ 決済日のみならず、補助事業者の口座からカード事業者による引落しが完了する日が補助事業期間内である必要があります。

	合計(円)	
		45,100



③ 電子契約締結時の証憑

該当必須

- 電子契約によって発注書や契約書等を締結する場合は、以下①~ ③の証憑を実績報告時に提出してください。
 - ① 締結した電子文書
 - ② 電子署名 (電子証明書による認証またはメールによる認証)
 - ③ 署名者・署名日等が確認できるプロパティ等のデータ



① 契約書等の 電子文書 **+** ② 電子証明書 (*)

(*)電子証明書とは、第三者(認証局)によって発行される、電子署名に利用される公開鍵の所有者が契約 当事者本人であることの電子的な証明書であり、電子 契約における印鑑証明書の役割を果たします。



(i)(ii)いずれかを提出

(ii)メール認証の場合

1 契約書等の 電子文書 十 (メールによる認証(*))

(*)メールによる認証とは、本人性を担保するための電子 認証手段としてメールを使い、特定のメールアドレスのみ からクラウド上にアクセスして電子文書への署名を行うこ とにより、なりすましを防ぐプロセスを指します。

3プロパティ等のデータ



(i)(ii)いずれの場合も③を提出する

- 発行先:発行者についての氏名 等が確認でき、送信者情報と合 致していること
- 発行者:電子証明書の発行者 が、電子署名法に基づく認定認 証業務者等の認証局であること
- **有効期間**:メールを受信した日に おいて有効期間内であること

署名者・署名日等が確認できる

◆ プロパティ等(③)の<u>画面コピーを提出</u> してください。



【注意】

本ページに記載の要件を満たさない契約は、 電子契約を締結しているとみなしませんので、 注意してください。

例:契約書をドラフト後、文書作成ファイルにて当事者名や印の画像データを貼り付けて保存し、メールによって相手方に送付のみしている場合

(①のみで②、③が確認できないもの等)



■ 経費区分別の証拠書類(設備費)

	要否	書類名	条件	記載ページ
1	必須	発注書または契約書	_	<u>18</u>
2	必須	納品書(工事完了報告書含む)	_	<u>19</u>
3	必須	請求書	_	<u>20</u>
4	必須	写真 ※取得設備へのシール貼付が確認できるもの	_	<u>21</u>
⑤	該当必須	購入理由書(推奨)	設備等の購入理由補足として	<u>22</u>
6	該当必須	工事時の証憑	工事を発注した場合	<u>23</u>
7	該当必須	量販店・ホームセンター等での物品等購入時の証憑	量販店等で購入した場合	<u>24</u>
8	該当必須	インターネット・通販等での物品等購入時の証憑	オンライン・通販で購入した場合	<u>25</u>
9	該当必須	リース契約時の証憑 リース契約をした場合		<u>26</u>
10	必須	支払確認資料(全経費区分共通)	-	<u>14</u>



必須

① 発注書または契約書

資料準備の留意点

- 補助事業期間内の発注であることを確認するため、発注日(申込日)が 確認できる書類が必要です。
- 契約書で発注・購入条件を定めて取引する場合を除き、発注書は必ず発行してください。また、必ず社印等を押印してください。

建設業法に適用される工事

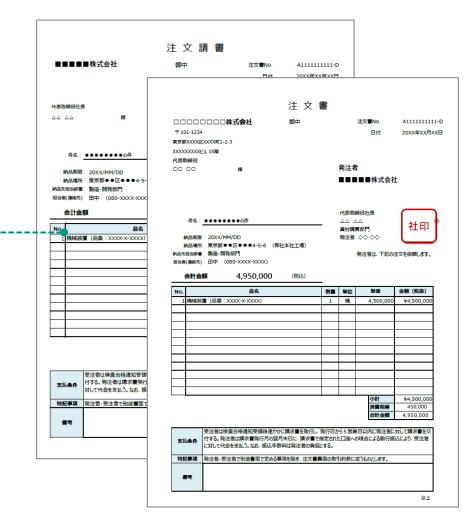
の場合、請負契約の締結が

(詳細は別ページ)

必須です。

(具体的な留意点)

- 発注・契約書上の必要記載事項 ※以下①~⑧が確認できることが必要です。
 - ① 発注・契約日(補助事業期間内が必須)
 - ② 発注 · 契約先
 - ③ 発注·契約元 (補助事業者)
 - ④ 発注·契約内容
 - ⑤ 発注・契約金額 (税金表示)
 - ⑥ 納期、納品場所
 - ⑦ 支払条件
 - ⑧ 押印(契約の場合は、双方の記名・押印が必須)
- 証憑提出時の留意点 🗸
 - □ 発注・契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
 - □ 発注・契約日が補助事業期間内となっているか。
 - □ 契約期間・納期等が補助事業期間内となっているか。
 - □ 押印が完了している発注書・契約書か。
 -] 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っている か。





② 納品書(工事完了報告書含む)

必須

資料準備の留意点

- 発注・契約内容に基づいて役務が完遂されているか確認するために、納品 書が必要です。
- 納品書または検収書に検収記録がない場合、補助金の証憑としては不備となりますので、必ず検収記録付の証憑を提出するよう、留意してください。

(具体的な留意点)

- 納品物の検収と、検収記録に関して
 - 納品書をもとに、発注・契約内容が適切に履行されたか、検収(納品物が発注内容に適合するか確認する)を行ってください。
 - 検収は発注者側の担当者が行ってください。
 - 以下のどちらかの方法で検収を行ったことを記録してください。
 - ▶ ①「検収日」「検収者」を納品書の余白に記載又は押印
 - ▶ ②別途、検収書を作成して提出
 - 工事の場合>工事完了報告書を以て完遂を確認しますので、完了報告の「確認日」「確認者」付きの書類を提出してください。

■ 証憑提出時の留意点 ☑

- □ 納品日(工事完了日等)は補助事業期間内か。
- □ 納品先及び納品書発行元は、補助事業者及び発注先と一致しているか。
- □ 検収日(補助事業期間内であること)、検収者が確認できる検収記録は付記されているか。





必須

③ 請求書

資料準備の留意点

- 納品前の**前払い**が必要となる取引形態の場合、日付の順が「請求書→納品書」となっても問題ありませんが、その場合は理由書、契約書等でその理由が確認できるように準備してください。
- 請求書に消費税表記がない場合、消費税相当額を差し引いた額を補助 対象経費とします。

(具体的な留意点)

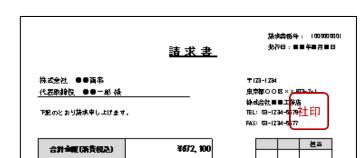
- 請求書の必要記載事項
 - 以下①~⑦が全て確認できる請求書を提出してください。
 - ① 請求書発行日
 - ② 請求先(補助事業者名)、③ 請求書発行元(業者名)
 - ④ 請求内容及び期間等、⑤ 請求金額(税込・税別明記)
 - ⑥ 支払期日、⑦ 振込先口座(振込の場合)

■ 証憑提出時の留意点 🗸

- □ 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
- □ 請求内容等は発注内容・納品書内容と整合しているか。
- □ 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。 (補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けができているか。)
- □ 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカード一括か。

■ リース契約の場合

- リース期間が補助事業期間に収まらない場合、按分が必要です。
- 契約金額×(補助事業期間にかかる契約日数/契約日数)=補助 対象経費となりますので、留意してください。



3 各/有 果	登量	基 智	4 2	2000
店舗内袋・外袋工事 一直				
爬江中				
壁カロス張移 40年米	- 1	97,000	97,000	
電気配係工事	- 1	235,000	235,000	
店舗四架系表表 ■■熱印77	15	5,000	75,000	
店舗 入り口興興委員 △△ᡧ100	- 1	25,000	25,000	
南高铁河用什么数价· 数 数	3	48,000	144,000	
州装工事				
店舗者根製作・飲食	I	35,000	35,000	
.net			¥811,000	
源和	R		¥81,100	
쇎			¥672,100	

- お支払期日:■■年間月回日
- なお全球機関係集日の場合は前営集日までにお掘込み下さいますようお薬(いいたします。
- 排掘込口機:0.0条件 △口支店 普美 555 株式会社0.0工務店 ××××
- **お振込み字数付は得**欲にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。



④ 写真 ※取得設備へのシール貼付が確認できるもの

資料準備の留意点

- 購入した設備が補助対象のものであるかを確認できる写真が必要です。
- 補助金での取得設備は、本補助金によって取得した設備である旨が確認できるよう、シールを貼り付けて管理していただくことが必須です。
- 取得設備へのシール貼付が確認できる写真を提出してください。

(具体的な留意点)

■ 写真に関して

以下が確認できる写真を提出してください。

- ① 購入した設備(備品、機械装置等)の全容
- ② 補助事業実施場所(事務所や工場など)に設置された状態
- ③ シール貼付※リースの場合は不要

1枚に収まりきらない場合は、複数に分けて写真を提出してください。

■ シールに関して

- 作成 > <u>ラベルプリンター等</u>で作成いただくか、<u>市販の備品管理シール等</u>を購入して記入し、対象設備に貼り付けてください。
- 貼付場所>通常の業務に支障のない箇所に恒久的に管理できるよう 貼ってください。
 - ※一時的に付箋等の一部分だけで留める等、すぐに剥がれるような状態は確定検査で認められませんので注意してください。
- シール添付できない場合 > <u>事務所等にその旨を記載した書面を掲示してください。</u>
 - 例)「〇〇店内装工事については事業承継・M&A補助金(〇次公募)によって実施しました。」

必須

◆取得価格が50万円以上の設備の場合、「(様式第10)取得財産等 管理明細表 は併せて提出が必要であり、処分時に制限がかかります。

ラベル名 事業承継・M&A補助金(〇次公募)購入設備

①、②全体 (設置済み)



③シール貼付部





5 購入理由書(推奨)

該当必須

資料準備の留意点

■ 業界に特化した機械設備など、一般的に周知された設備等ではない場合、 補助対象であることの判断が困難です。購入した設備が補助対象であることがわかるよう、購入理由書を作成することを推奨します。

(具体的な留意点)

- 購入理由書の作成に際して
 - 補助事業で取得した設備等に関して、購入の必要性に懐疑等が生じた場合、購入理由を問うことがあります。
 - 購入理由書は任意の様式で問題ありません。設備の購入決定時等に作成し、実績報告の際に提出してください。
 - 推奨記載事項 > 取得理由及び、本補助事業の中でどのように活用していく設備か、等をご記入ください。

※確定検査を行う上で疑義が生じる場合は、当初提出がない場合でも、 事務局より「購入理由書」の追加提出を求める場合があります。

購入理由書				
補助事業者名	株式会社●●商事			
(会社名・役職名・	代表取締役 ●● 一郎			
代表者名)				
購入した	店舗内装・外装工事一式			
機械装置・備品等	(壁クロス張替、電気配線工事、什器製作、看板製作設置等)			
名称				
取得予定事業者名	××株式会社			
(所在地)	(〒●●●−●●●●			
	東京都○○区△△町1-2-3 ○△ビル1 階)			
取得価格	550,000 円 (税抜:500,000 円)			
(税込)	350, 000 FJ (964% : 500, 000 FJ)			
取得理由	/			
(補助事業に必要	以下の点を踏まえ、具体的に記載してください。			
な理由)	機械装置等の概要			
	・機械装置等の用途・必要性			
	・他では代替できない理由			
	~			
使用場所	①事務所・店舗 ②自宅兼事務所 ③自宅 ④モバイル			
	(②~④の場合、原則として補助対象外です)			
使用環境・管理方	本補助事業でだけ使用していることが、第3者が明確に判断で			
法(補助事業での	るように記載して下さい。そうでない場合は、補助対象外とな			
み使用すると判断	ます。			
できる理由)	また、補助事業以外で使用していることが判明した場合は、補			
	金の返還請求の対象となります。			
(注) 必要に応じて	カタログ等取得予定の機械装置等に係る資料を添付のこと。			



⑥ 工事時の証憑

該当必須

資料準備の留意点

工事の際は、設備費の証拠書類の取扱いル−ルを踏まえた上で、特に以下の点に注意して補助事業を実施してください。

- 見積書 ※相見積についても同様の書類を提出
 - 工事の総額が確認できる見積書を提出してください。
 - **見積の内訳書**についても、全てのページを提出してください。

■ 契約書

- **建設業法に適用される工事**については、**請負契約書**(発注書と請書による請負契約を含む)の締結・提出が必須です。
- 対象工事が建設業法に相当するかの判別については、発注した業者 等にも確認の上、適切な契約を締結してください。
- 納品書(工事完了報告書)
 - 納品書の代わりに、<u>工事完了報告書</u>を提出してください。 (完了日・工期、金額、工事業者の印鑑・工事担当者名、工事写 真などが記してあるもの)
 - 業者より提出された工事完了報告書を確認したら、物品購入時の 検収記録と同様に、「確認日」「確認者」を付して提出してください。
- 写真/シールの貼付
 - 工事の概要が分かるよう「工事前」「工事中」「工事後(シール等貼付)」の3種の写真を提出してください。
 - 工事の場合も他の設備同様に当補助金で取得した資産であることが明確になるようシールやプレート等を貼付してください。(目立たない箇所で差し支えありません)





⑦ 量販店・ホームセンター等での物品等購入時の証憑

該当必須

資料準備の留意点

量販店・ホームセンター等での物品等購入は、設備費の証拠書類の取扱いルールを踏まえた上で、特に以下の点に注意して補助事業を 実施してください。

- 見積依頼書・見積書 ※相見積についても同様の書類を提出 ホームセンター等でも見積書は発行されますので、原則取得してください。
 - 止むを得ない場合のみ <u>カタログ (仕様と価格がわかるもの)</u>を提出 してください。
- 発注書または契約書 発注書、契約書いずれも発行が難しい場合は、以下の証憑を提出して ください。
 - レシート(内容、店舗名、日付、金額の記載付き)と領収証
- 納品書

納品書が提出できない場合は、以下の証憑で代用してください。

- レシート
- ※検収記録について

レシートに検収記録を残してください(「検収日」、「検収者」を記載)

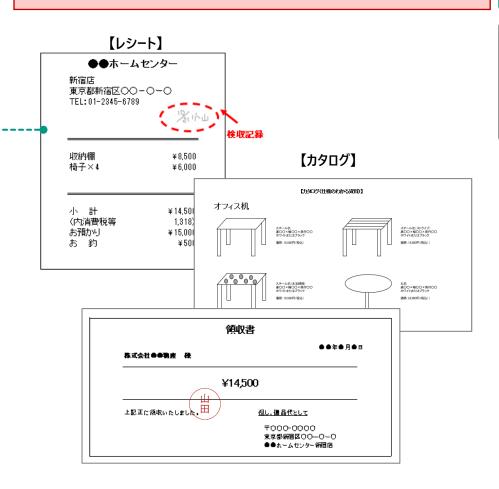
■ 請求書

請求書が提出できない場合は、以下の証憑で代用してください。

レシート

なお、購入方法によらず、購入1品目あたりの金額が<u>20万円未満</u>の場合または支払方法が<u>振込</u>、補助事業者名義の<u>クレジットカードー括払い</u>以外の場合は経費の対象外となりますので注意してください。

DIY工事設備材料費、金型費用等は補助対象外となりますので留意してください





⑧ インターネット・通販等での物品等購入時の証憑

該当必須

資料準備の留意点

- 見積依頼書・見積書 ※<mark>相見積</mark>についても同様の書類を提出 見積書が取得できる場合は原則取得してください。
 - 止むを得ない場合のみ、Webカタログや、商品画面のキャプチャ等 (仕様と価格がわかるもの) を提出してください。
- 発注書または契約書
 - <u>購入完了画面または購入完了メール</u> (注文者、内容、店舗名、日付、金額、納品予定日等が確認できるもの) と領収証

■ 納品書

原則として納品書は提出してください。

- 配送された際に同封されたもの(購入明細書等)
- ※検収記録について

上記納品書等に検収記録を残してください(「検収日」、「検収者」を記載)

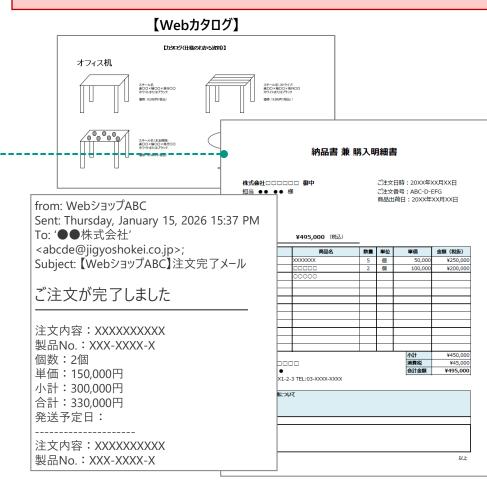
■ 請求書

請求書が提出できない場合は、以下の証憑で代用してください。

• 納品時の購入明細書等

なお、購入方法によらず、購入1品目あたりの金額が20万円未満の場合または支払方法が振込、補助事業者名義のクレジットカードー括払い以外の場合は経費の対象外となりますので注意してください。

DIY工事設備材料費、消耗品費等は補助対象外となりますので留意してください





⑨リース契約時の証憑

該当必須

資料準備の留意点 リース契約時は、設備費の証拠書類の取扱いルールを踏まえた上で、特に以下の点に注意して補助事業を実施してください。

■ 見積書

リース契約の場合、原則として見積書の提出が必要です。リース総額が 50万円を超える場合は、相見積を取得してください。

※リース契約については、<u>交付決定日(補助事業開始日)より前に契約・発注を行った場合も対象となります</u>が、価格の経済合理性担保のため相見 積取得は必要となります。

なお、この場合見積提出日付の前後性は問いません。 (本見積によるリース契約後の相見積取得でも問題ありません。)

■ 発注書または契約書

以下の書類を提出してください。

• <u>リース契約書</u>(契約当事者双方の記名・押印、リース開始日・期間、 リース対象物件、リース料、その他条件等が確認できるもの)

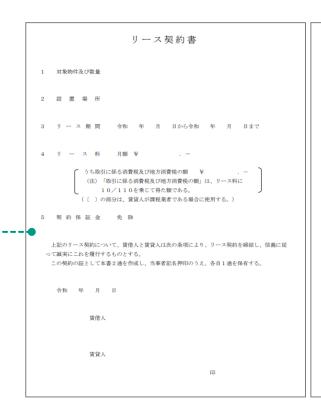
【注意】

事業譲渡によって前代表者からリース契約を引き継ぐ場合、本リース契約は「譲渡資産・負債の一部」とみなされますので、設備費の対象とはなりません。(事業承継そのものに係る費用は事業承継促進の対象外となります。)補助事業者がリース契約当事者(名義変更していない)であることが前提となりますので注意してください。

■ 請求書

リース契約書等において、リース料の支払日、支払方法等の具体的な取り決めが確認できる場合は、請求書の提出はなくても問題ありませんが、 原則提出してください。

※リース金額が補助事業期間を超える場合は、補助事業期間分のみが対象となり、日割り計算を行う月が発生する可能性があります。



第1条 賃借人(以下「甲」という。)及び賃貸人(以下「 書に従い、契約を履行しなければならない。 2 乙は、契約書記載の対象物件(以下「物件」という。) 料金を支払うものとする。 (リース料金) 第2条 リース料金は、頭書記載の金額とする。 2 リース料金の計算は、月の初日から月末までの1億月単位 (リース料金の請求及び支払) 第3条 乙は、毎月初めに前月分のリース料金を甲に請求す 2 甲は、乙から前項の規定による適法な請求書を受理した 3 乙は、四日市市会計規則(昭和39年四日市市規則第25号) り請求するときは、第1項の根定にかかわらず回条に定める (物件の引渡し及び使用並びに管理) 第4条 物件は売半から確認に規定する設置場所へ搬入される 後、速やかに検査を行い、契約不適合(引き渡された物件が 2 甲は、物件の受領後、善良な管理者の注意義務をもって (物件の契約不適合等) 第5条 売主からの物件の引渡しが遅延し、又は物件の受領行 を受けたときは、速やかに書面で乙に通知することとし、 実験情請支援を用に譲渡するものとする 2 甲は、前項に規定する権利行使のために、乙に対し同項に に対して物件の契約不適合責任を追求できないものとし、先 この場合において、甲の請求権の行使について、乙は協力 第6条 乙は、物件に乙の所有物件である旨の表示をするこ までの間、この状態を維持し、乙の所有権を侵害するよう 2 甲は、次に掲げる場合においては、事前に書面による乙 (1)物件を頭書に規定する設置場所から移動させること。 (2) 物件に装置、部品等を取り付けること。 (3) 物件を改造すること。 3 前項に根定する場合において これに悪する費用は用の 第7条 乙は、物件に対し、リース期間中継続して動産総合 2 物件に保険事故が発生したときは、甲は速やかにその旨を

3 前項の規定に基づき保険金が乙に支払われた場合は、次の

なお、契約形態によらず、補助事業実施期間においては支払方法が<u>振込</u>、補助事業者名義のクレジットカード1括払い以外の場合は経費の対象外となりますので注意してください。



■ 経費区分別の証拠書類 (産業財産権等関連経費)

	要否	書類名	条件	記載ページ
1	必須	発注書または契約書	_	<u>28</u>
2	必須	完了報告書	_	<u>29</u>
3	必須	出願人及び出願手続きの完了が確認できる書類	_	<u>30</u>
4	必須	請求書	_	<u>31</u>
5	該当必須	所得税の源泉徴収処理資料(預り金処理、税務署納付証憑等)	専門家等への個人払いの場合	<u>32</u>
6	必須	支払確認資料(全経費区分共通)	_	<u>14</u>



① 発注書または契約書

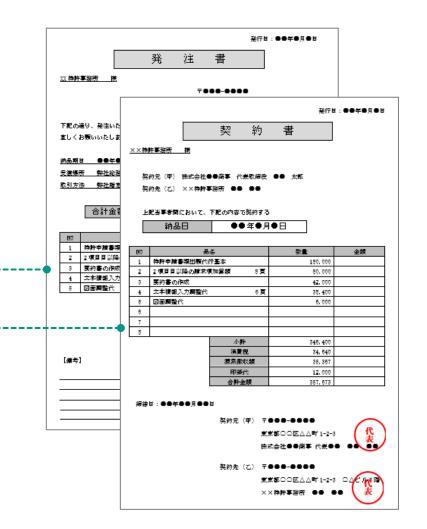
必須

資料準備の留意点

- 補助事業期間内の発注・契約であることを確認するため、発注日(契約 締結日)が確認できる書類が必要です。
- 発注書または委任契約書、業務委託契約書等を提出してください。

(具体的な留意点)

- 発注・契約書上の必要記載事項 ※以下①~⑧が確認できることが必要です。
 - ① 発注・契約日(補助事業期間内が必須)
 - ② 発注·契約先(専門家名)
 - ③ 発注・契約元 (補助事業者)
 - ④ 発注·契約内容
 - ⑤ 発注·契約金額(税金表示)
 - ⑥ 納期、納品場所
 - ⑦ 支払条件
 - ⑧ 押印(契約の場合は、双方の記名・押印が必須)
- 証憑提出時の留意点 🗸
 - □ 発注・契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
 - □ 発注・契約日が補助事業期間内となっているか。
 - □ 契約期間・納期等が補助事業期間内となっているか。
 - □ 押印が完了している発注書・契約書か。
 - □ 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っているか。





必須

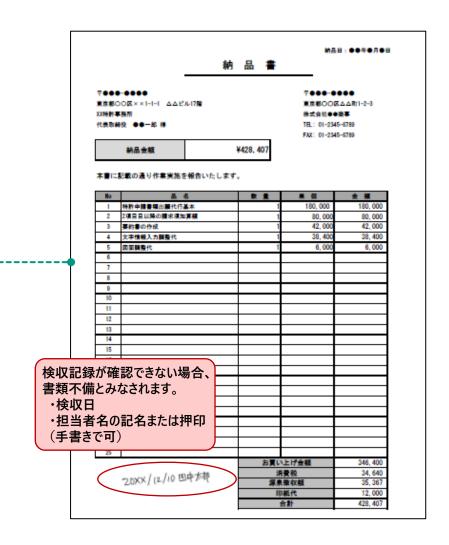
② 完了報告書

資料準備の留意点

- 発注・契約内容に基づいて役務が完遂されているか確認するために、選定 した代理人等による完了報告書(または納品書)が必要です。
- 完了報告書に関しても、検収記録がない場合、補助金の証憑としては不備となりますので、**検収記録付の証憑を提出してください**。

(具体的な留意点)

- 完了報告書の記載内容
 - 以下の内容が確認できる完了報告書を提出してください。
 - ① 報告書提出日
 - ② 提出者名(代理人名、専門家名等)
 - ③ 対象役務の概要及び役務従事期間
 - ④ 役務の成果、委託内容の遂行状況等
 - ⑤(検収)補助事業者による、上記報告書の「確認日」「確認者」
 - ※記名または押印
 - ※様式は任意です。A4 1枚以上の書面にて提出してください。
 - ※上記完了報告書の補足証憑として、次頁の「出願人及び出願手続き の完了が確認できる書類」を提出してください。





③ 出願人及び出願手続きの完了が確認できる書類

必須

資料準備の留意点

- 本証憑によって、代理人や専門家等によって遂行された業務の状況を確認 します。
- 委任した業務内容に応じ、当該業務の完了が確認できる書類を提出して ください。

(具体的な留意点)

■ 書類例

(例1. 海外特許出願の場合)

- ① 相手国所管庁発行の出願番号通知
- ② 相手国所管庁へ提出した願書、出願明細書(翻訳文)、図面等

(例2. 商標権の買取の場合)

- ① 対象となる産業財産権及び登録番号等
- ② 譲渡による商標権移転登録申請書(写し)
- ③ 特許庁からの登録済通知書(写し)

※書類の様式は任意です。

```
様式見本
         (注意:特許印紙です。
  印 紙
         収入印紙では認められません)
 (14,000円)
【書類名】 特許願
(【提出日】 令和 年
【あて先】 特許庁長官
(【国際特許分類】)
   【住所又は居所】
  【氏名】
 【特許出願人】
  (【識別番号】)
   【住所又は居所】
  (【代表者】)
  (【国籍・地域】)
 提出物件の目録】
   【物件名】 明細書
  (【物件名】 図面
   【物件名】 要約書
                      機密性の高い情報部分は
                      墨消しして提出してください。
```



4 請求書

必須

資料準備の留意点

- 納品前の**前払い**が必要となる取引形態の場合、日付の順が「請求書→納品書」となっても問題ありませんが、その場合は理由書、契約書等でその理由が確認できるように準備してください。
- 請求書に消費税表記がない場合、消費税相当額を差し引いた額を補助 対象経費とします。

(具体的な留意点)

- 請求書の必要記載事項 以下①~⑧が全て確認できる請求書を提出してください。
 - ① 請求書発行日
 - ② 請求先(補助事業者名)
 - ③ 請求書発行元 (代理人・専門家名)
 - ④ 請求内容及び期間等
 - ⑤ 請求金額(稅込・稅別明記)
 - ⑥ 支払期日
 - ⑦ 振込先口座 (振込の場合)
 - ⑧ 【該当の場合のみ】源泉徴収表記

- □ 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
- □ 請求内容等は発注内容・納品書内容と整合しているか。
- □ 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。 (補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けができているか。)
 - 〕支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカードー括か。

の特許系務所 代表取締役 ●●一郎 核 F記のとおり落水中し上げます。		_	東京都口口区 △△ (1-2-3 株式会社 ■ 南京中 TEL: 01-73-55-57年 FAX: 01-73-55-57年		
合計學權(兩条稅之)	¥	428, 407		担当	
3 各/前 景	<u> </u>	基 智	* * *	2 7	
物件中游会例出來代行基本	 • • 	180,000	180,000	8 7	
7項目目以除の基準項加減級	 	80,000	80,000		
9的会の作成	1 il	42,000	42,000		
文字情報人力開發代	1 il	38,400	38,400		
阿萨斯 佳代		6,000	6,000		
A 不 和 師	被運		¥346,400 ¥34,640 ¥35,367 ¥12,000		
			¥428, 407		

■ お伝込み手数料は得代にてご負担いただをますようよろしてお願いいたします。



⑤ 所得税の源泉徴収を行う必要がある場合は当該処理 (補助事業者において預り金処理または税務署への納付等)を示す資料

該当必須

資料準備の留意点

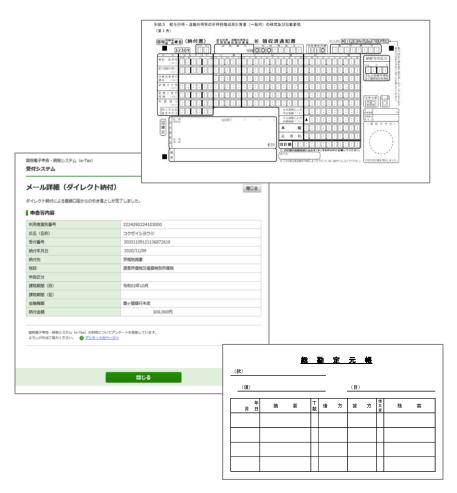
■ 専門家等へ個人払いで支出する場合において、源泉所得税の源泉徴収を行う必要がある場合、源泉徴収額の預り金処理、または税務署への納付が適正に行われていることを確認します。

(具体的な留意点)

■ 各支払手段に準じた証憑を準備してください。 なお、納付に関しては、振込・クレジットカード1回払い以外の下記手段も 対象となります。

納付手段	証憑例
【全ての手段共通】	・所得税徴収高計算書(画面コピーも可)
ダイレクト納付	・口座振替による引き落し履歴 ・ダイレクト納付メール詳細
インターネットバンキング	・払込完了が確認できる画面コピー (支払元口座や納付事実が確認できるもの) ・納付に関する口座の該当取引部分 (画面コピー等)
クレジットカード納付	・クレジットカード利用明細書 ・口座の該当取引部分(通帳、画面コピー等)
コンビニ納付 (二次元バーコード、バーコード)	·払込金受領証、納税証明書
窓口納付	·領収証
納付前の場合	預り金勘定科目の総勘定元帳のうち、該当部分を 抜粋して提出してください。

【納付手段別の証憑例】





■ 経費区分別の証拠書類 (謝金)

	要否	書類名	条件	記載ページ
1	必須	専門家等の承諾書・委嘱状・議事録等	_	<u>34</u>
2	必須	請求書	_	<u>35</u>
3	必須	専門家等の業務内容がわかる議事録等の資料	_	<u>36</u>
4	該当必須	所得税の源泉徴収処理資料(預り金処理、税務署納付証憑等)	専門家等への個人払いの場合	<u>37</u>
(5)	必須	支払確認資料(全経費区分共通)	_	<u>14</u>



① 専門家等の承諾書・委嘱状・議事録等

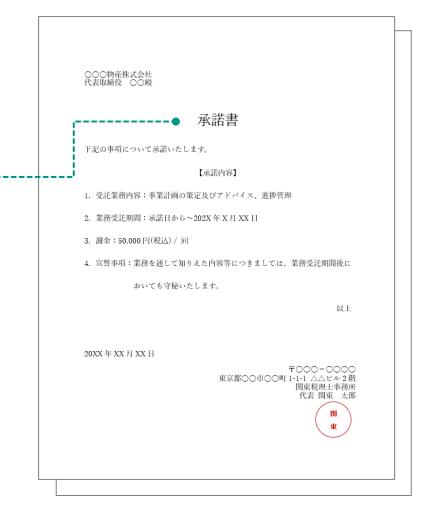
必須

資料準備の留意点

- 専門家等の承諾事実が確認でき、かつ当該承諾が補助事業に関連する ものであることがわかる資料をご準備ください。
- 本補助金の謝金における専門家は、<u>士業及び大学博士・教授等</u>に限られます。

(具体的な留意点)

- 書類例
 - 該当する書類例は以下のとおりです。
 - 承諾書、委嘱状、議事録等 (承諾の事実が確認できれば書類の名称は問いません。)
- 承諾書の必要記載事項
 - 業務承諾日 ※原則補助事業期間内
 - 承諾者(専門家名、住所、役職等、押印等)
 - 承諾先(補助事業者名(会社名))
 - 承諾内容及び期間
 ※対応する依頼状・就任依頼書の依頼内容と整合していること
 - 謝金額(稅込・稅抜明記)





必須

② 請求書

資料準備の留意点

- 請求の発生有無及び請求金額を確認します。
- 個人の専門家による請求書の場合は、源泉徴収分が差し引かれているか 必ず確認してください。

(具体的な留意点)

- 請求書の必要記載事項 以下①~⑦が全て確認できる請求書を提出してください。
 - ① 請求書発行日
 - ② 請求先(補助事業者名)
 - ③ 請求書発行元(専門家名)
 - ④ 請求内容及び期間
 - ⑤ 謝金額 (稅込・稅抜明記)
 - ⑥支払期日
 - ⑦ 振込先口座(振込の場合)
- 証憑提出時の留意点 🗸
 - □ 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
 - □補助事業者宛の請求書か。
 - □ 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。 (補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けができているか。)
 - □ 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカードー括か。
 - □(個人の場合)源泉徴収税額が差し引かれた請求書か。

		請	求書			
事業承継棋	末式会社				請求書	No.123-456
代表取締役	社長 田中 太郎	3 様		請求書発行日 2026年2月15日		
下記のとおり	り、御講求申し上げ	fます。		経営資	資源引継ぎ会計事	務所
				₹ 10	0-8363□	
1140	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ハハハに関する時号学数			千代田区▲▲町3	
11-省:	AAAAAAAXXXX	(XXXに関する助言業務			: 03-1234-5 : 03-1234-5	
	支払期日 2020	6年2月27日			: 山田 花子	
	納品日 202	6年2月15日			= trak	dent/
					責任者	担当
-	-					
請求	額	¥53,874(税)	Δ)			
No.		摘要	数量	単位	単価	金額 (税抜)
1 X月XI	日●●会議出席		5	h	12,000	¥60,00
\vdash				 		
				-		
\vdash				-		
					小計	¥60,00
					源泉徴収税額 合計金額	¥-6,12
					台計金額	¥53,87
振込先		□□□□支店(321) 7 経営資源引継ぎ会計	事務所			
特記事項						

振込手数料はご負担願います。



③ 専門家等の業務内容がわかる議事録等の資料

資料準備の留意点

- 専門家等に依頼した業務内容が補助対象であるか、また請求時間の適切性等について確認します。
- 専門家の従事内容が具体的かつ詳細にわかる資料を提出してください。

(具体的な留意点)

■ 資料例

- 議事録
- 日報
- 会議資料(複数回の場合は回数分)
- 会議中の助言等に係る資料等
- 会議開催・参加の写真
- (原稿執筆等の場合は)作成された原稿

※成果や助言内容が具体的かつ詳細にわかる資料を準備してください。

	証憑提出時の留意点	✓
--	-----------	---

- □ 実施日時がいずれも補助事業期間内か。
- □ 実施内容は補助事業に関連するものであると確認できるか。
- □ 実施時間が、請求日数・時間と整合しているか。
- □ 少なくとも、支払いに基づく回数分の資料は作成されているか。

必須

養事録

	日時	202X年●月●日(水)09:00~11:00
	場所	弊社 A会議室
	出席者	○○物産株式会社
		○○様、○○様、○○様
		XX税理士事務所 山田先生
		事業承継促進株式会社 浩水 松木

【認識共有に至った事項】

- XXXXXX
- 2. XXXXX

【To Do 事項】

【協議事項】(敬称略)

- XXXX について

- XXXX について

- XXXX について

以上

3.4 経費区分別の証拠書類等について |謝金



④ 所得税の源泉徴収を行う必要がある場合当該処理を示す資料

該当必須

資料準備の留意点

■ 専門家等へ個人払いで支出する場合において、所得税の源泉徴収を行う 必要がある場合、源泉徴収額の預り金処理、または税務署への納付が適 正に行われていることを確認します。

(具体的な留意点)

■ 各支払手段に準じた証憑を準備してください。 なお、納付に関しては、振込・クレジットカード1回払い以外の下記手段も 対象となります。

納付手段	証憑例
【全ての手段共通】	・所得税徴収高計算書(画面コピーも可)
ダイレクト納付	・口座振替による引き落し履歴 ・ダイレクト納付メール詳細
インターネットバンキング	・払込完了が確認できる画面コピー (支払元口座や納付事実が確認できるもの) ・納付に関する口座の該当取引部分 (画面コピー等)
クレジットカード納付	・クレジットカード利用明細書 ・口座の該当取引部分(通帳、画面コピー等)
コンビニ納付 (二次元バーコード、バーコード)	·払込金受領証、納税証明書
窓口納付	•領収証
納付前の場合	預り金勘定科目の総勘定元帳のうち、該当部分を抜 粋して提出してください。

【納付手段別の証憑例】





■ 経費区分別の証拠書類(旅費)

	要否	書類名	条件	記載ページ
1	該当必須	交通機関が発行する領収書、インターネットの経路検索結果等	在来線等の交通機関利用時	<u>39</u>
2	該当必須	航空機の搭乗を証明する書類	航空機の利用時	<u>40</u>
3	該当必須	宿泊先の領収書	出張等により宿泊した場合	<u>41</u>
4	該当必須	出張の全行程がわかる資料(補助事業以外も含む) 補助事業の該当費用を算定した按分計算表	補助事業以外の用務が一連の出 張行程に含まれる場合	<u>42</u>
5	該当必須	申込書、請求書等	旅行代理店を利用した場合	<u>43</u>
6	該当必須	ビジネスパックの明細書・請求書等	ビジネスパックを利用した場合	<u>44</u>
7	必須	支払確認資料(全経費区分共通)	_	<u>14</u>



① 交通機関が発行する領収書、インターネットの経路検索結果等

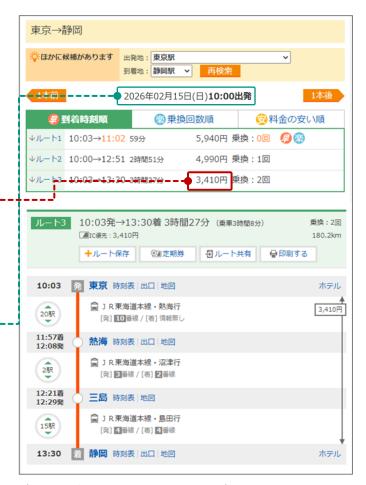
該当必須

資料準備の留意点

- 交通機関を利用した際の費用を確認するための証憑です。
- 特急等利用時については領収書を入手してください。領収書が入手できない場合は、インターネット検索結果の画面コピーを提出してください。

(具体的な留意点)

- 経済的及び合理的な経路利用
 - 利用経路が経済的、合理的でないと判断された場合、補助対象外と なる可能性がありますので留意してください。
 - 交通費は1件当たり3,000円(片道、税抜)以上の申請のみとなります。
 - ※ 片道3,000円未満(税抜)の交通費は補助対象外となりますので、留意してください。
- 領収書の取得を原則としますが、在来線や夜行高速バス、寝台列車等で領収書が入手できない場合は、出張ごとの運賃が確認できるものとして、インターネットなどでの経路検索結果を提出してください。
 - 実際に乗車した日付・時間
 - 実際に乗車した交通機関
- 新幹線、特急等利用時 普通乗車券以外の料金が必要な**新幹線、特急等の利用の場合には領収書が必須**です。
 - eチケット等を利用した場合は、領収書を印刷して提出してください。





② 航空機の搭乗を証明する書類

該当必須

資料準備の留意点

- 航空機を利用した場合、実際に航空機に搭乗したことを確認します。
- 交通費は1件当たり3,000円(片道、税抜)以上の申請のみとなります。

(具体的な留意点)

- 提出証憑
 - 以下のいずれかの証憑を提出してください。
 - 航空券の半券
 - •【eチケットやLCC利用時で半券がない場合】 保安検査場通過時や搭乗口通過時に受け取るお客様控え
 - 【お客様控えが取得できない場合】 搭乗証明書
- 確認項目

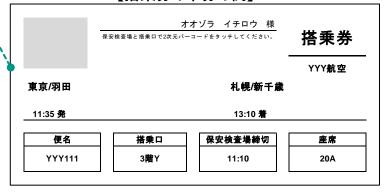
以下の項目が確認できる証憑を提出してください。

- 搭乗日付、航空会社名
- 出発地・到着地、便名
- 搭乗者氏名、座席番号
- その他
 - パスポートは搭乗証明の代用になりません。
 - マイレージ等で支払を実施している場合は、補助対象外となります。

【搭乗証明書の例】



【搭乗券の半券の例】





③ 宿泊先の領収書

該当必須

資料準備の留意点

■ 宿泊を伴う出張等を実施した際に、宿泊費について確認するための証憑と なります。

(具体的な留意点)

- 提出証憑
 - 宿泊施設の領収書(宿泊日等の明細が記載されているもの) 【食事代が含まれていない場合】 食事代が含まれていないことを領収書に明記してください。

良事1、かさまれていないことを限収音に明記してください。 【食事代が含まれている場合】

食事代の正規金額がわかるもの(パンフレット、HPを印刷したもの)を提出してください。

- ※ 食事代は補助対象経費に含まれないため、食事代を差し引いた額が補助対象となります。
- 宿泊地が確認できる証憑
 - 宿泊地によって、1泊あたりの補助額に上限があるため、宿泊地を確認できる資料(上記の宿泊明細等でも可)が必要です。

【宿泊費上限金額表(国内/海外)】

(国内)	甲地方	乙地方		
宿泊料(円/泊)※	10,900	9,800		
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千 葉市、横浜市、川崎市、相模原 市、名古屋市、京都市、大阪市、 堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて		
(海外)	指定都市	甲	Z	丙
宿泊料(円/泊)	19,300	16,100	12,900	11,600
北米	ロサンゼルス、ニューヨーク、 ワシントン、サンフランシスコ	0		
西欧	ジュネーブ、ロンドン、パリ	0		
東欧	モスクワ	0		
中近東	アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	0		
東南アジア・ 韓国・香港	シンガポール		0	
南西アジア・中国				0
中南米				0
大洋州		0		
アフリカ	アビジャン			0

※表示価格は全て税抜です。



④ 出張の全行程がわかる資料・補助事業の該当費用を算定した按分計算表

該当必須

資料準備の留意点

- 旅費行程内で補助事業以外の用務があった場合に、用務の実態を考慮した上で按分計算等により対象経費と対象外経費に区分するための証憑です。
- 本資料では、按分の根拠や計算内容を確認します。

(具体的な留意点)

- 提出証憑
 - 補助事業以外の行程も含む、全行程がわかる書類を提出してください。 (移動経路、その日の用務内容、宿泊等がわかるもの)
- 交通費按分の考え方
 - <u>補助事業が主ではない出張旅費</u>については、その全額が補助対象外 となります。
 - 補助事業が主である場合に限り、補助事業に該当する部分だけを補助対象経費とすることができます。
- 宿泊費按分の考え方 <u>補助事業の用務に従事した日(移動日含む)の宿泊費のみ</u>が補助対 象経費となります。

費用按分表

		than the		
		旅程表		
(日日	事)	(詳細)	(補助事業)	(他用務)
2025年●月●日	10:00-12:00	・新幹線移動	\checkmark	
		※のぞみ ●●号		
		(広島10:00発→名古屋12:20着)		
		※在来線等にて先方の本社工場に移動		
	13:00	・×××社様宛 訪問	~	
		※専門家も含めた顔合わせ、工場見学など		
	17:00	・新幹線移動		\checkmark
		※のぞみ ●●号		
		(名古屋17:00発→京都17:34着)		
	18:00	・×××社 様宛 訪問		\checkmark
		※□□□の件での打合せ		
	20:00	・新幹線移動	✓	~
		※のぞみ ●●号		
		(京都20:00発→広島22:20着)		

【行程の例】

①移動(往路) ⇒補助事業用務 ⇒②移動 ⇒他用務⇒③移動(復路)

上記行程の場合は①移動(往路)が補助対象経費となります



⑤ 申込書、請求書等

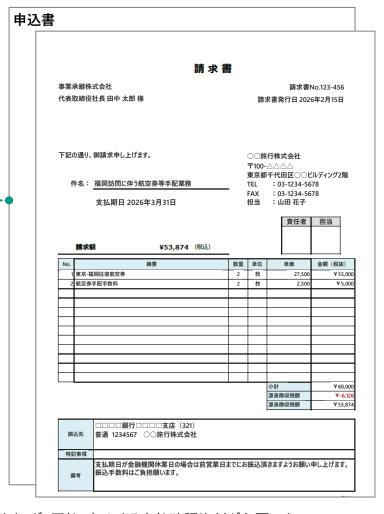
該当必須

資料準備の留意点

- 旅行代理店を利用した場合に利用実態を確認するための証憑です。
- 旅行代理店利用に伴う一連の証憑を準備してください。

(具体的な留意点)

- 旅行代理店に該当するケースについて 予約を旅行代理店で行った場合でも、料金の支払いが現地払いとなる場合は、当該場合に該当しません。
- 各証憑に関する留意点
 - 見積書について、詳細が確認できる証憑(明細が記載された申込書等)が必要です。
 - ※食費等が含まれる場合は、当該食費は補助対象外です。
 - 旅行代理店に支払う手数料の経費は補助対象に含めることができません。
 - 旅行代理店が外貨払いをし、補助対象者に発行された請求書が日本円の場合は、補助対象者は日本円で取引していることになり、為替レートは無関係です。





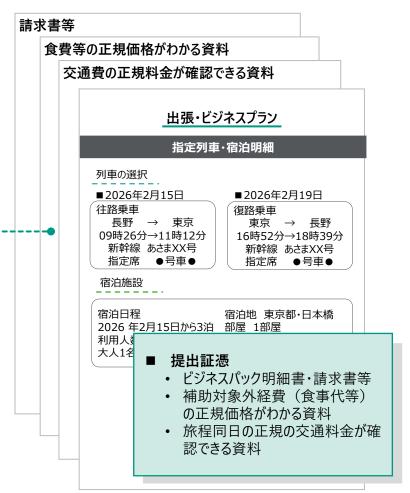
⑥ ビジネスパックの明細書・請求書等

該当必須

資料準備の留意点

■ ビジネスパックを利用した場合に利用実態を確認するための証憑です。

- ビジネスパックにおける宿泊費算定について
 - ビジネスパックを利用する場合、ビジネスパック料金総額から該当時期 の交通料金を引いたものが宿泊費となります。
 ※常治療は、常治療は関するとなります。
 ※常治療は、常治療は関するとなります。
 ※常治療は、常治療は関するとなります。
 ※常治療は、常治療は関するとなります。
 ※常治療は、常治療は関するとなります。
 ※常治療は、常治療は関するとなります。
 - ※宿泊費は、宿泊地域別の上限価格までが補助対象となります。
 - 計算上必要となる、以下の(1)(2)書類を提出してください。
 - ▶ (1) ビジネスパック明細書・請求書等 (旅行代金内容がわかるもの)
 - ▶ (2) 旅程同日の正規の交通料金がわかるもの (インターネットの旅費検索画面結果など)
 - 食費等が含まれる場合のみ、追加で以下資料を提出してください。
 - ▶ (3) 食事代の正規金額がわかるもの (パンフレット、HPを印刷したもの)
 - ※ 食費等が含まれる場合は、当該食費は補助対象外です。
- ビジネスパックの料金を旅行代理店に対して支払った場合 旅行代理店を通して支払いを実施している場合も、上記の証拠書類が必要となります。
- ◆上記に加えて、適切な支払手段(補助事業者の事業用口座からの振込またはクレジットカード1回払い)による支払確認資料が必要です。





■ 経費区分別の証拠書類 (外注費)

	要否	書類名	条件	記載ページ
1	必須	請負契約書	_	<u>46</u>
2	必須	検収記録付の納品書	_	<u>47</u>
3	必須	請求書	_	<u>48</u>
4	必須	業務完遂が確認できる成果物(完了報告書等を含む)	-	<u>49</u>
(5)	必須	支払確認資料(全経費区分共通)	-	<u>14</u>



必須

1 請負契約書

資料準備の留意点

- 外注費の場合は、請負契約を締結する必要があります。
- 契約内容から請負契約の締結が確認できる証憑を提出してください。
- 課税文書に相当する場合は、必要に応じて印紙の貼付も適切に行ってく ださい。

(具体的な留意点)

- 契約書上の必要記載事項 以下①~⑧及び請負契約であることが確認できることが必要です。
 - ① 契約当事者
 - ② 契約相手方
 - ③ 契約内容
 - ④ 契約期間
 - ⑤ 契約金額(税金表示)
 - ⑥支払条件
 - ⑦ 契約締結日、押印等
 - ⑧ 印紙(必要に応じて貼付)
- 証憑提出時の留意点 🗸
 - □ 契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
 - □ 契約日が補助事業期間内となっているか。
 - □ 契約期間が補助事業期間内となっているか。
 - □双方の押印が完了している契約書か。
 - □ 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っているか。



業務委託契約書(請負型)

- 1.業務名称「○○○○案件」に係る請負業務
- 2.契約金額 金 XX.XXX.XXX 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
- 3.契約期間 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日

上記契約について、株式会社*****(以下「甲」という。)と株式****(以下「乙」という。)は契約条項並びに特記事項に基づき、契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各 自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都***区***町1-7-3 株式会社 **** 代表取締役社長 〇

> 乙 東京都***区*丁目4-5 株式会社 **** 代表取締役社長 〇〇〇



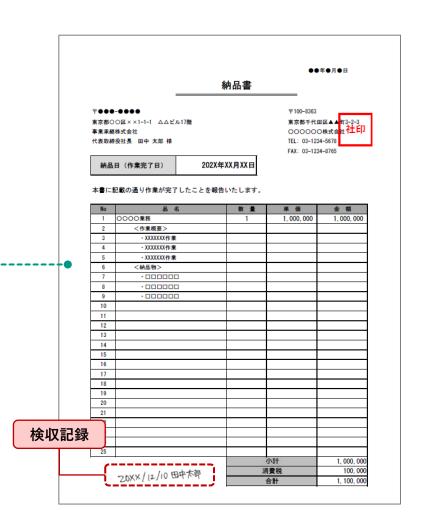
必須

② 検収記録付の納品書

資料準備の留意点

- 請負契約を締結している場合は、納品書を必ず提出してください。
- 納品書または検収書に検収記録がない場合、補助金の証憑としては不備となりますので、必ず検収記録付の証憑を提出してください。

- 納品物の検収と、検収記録に関して
 - 納品書をもとに、発注・契約内容が適切に履行されたか、検収(納品物が発注内容に適合するかの確認)を行ってください。
 - 検収は発注者側の担当者が行ってください。
 - 以下のどちらかの方法で検収を行ったことを記録してください。
 - ▶ ①「検収日」「検収者」を納品書の余白に記載又は捺印
 - ▶ ②別途、検収書を作成して提出
 - ※ 検収記録がない場合、補助事業上は納品が完了していない (=契約が履行されていない) とみなされますので留意してください。
- 証憑提出時の留意点 🗸
 - □納品日は補助事業期間内か。
 - □ 納品先及び納品書発行元は、補助事業者及び発注先業者名称と 一致しているか。
 - □ 納品物及び納品物の金額は、発注内容と整合しているか。
 - ※補助対象経費以外の納品物も含まれる場合は、当該対象経費の納品が個別に確認できることが必須です。
 - □ 検収日(補助事業期間内であること)、検収者が確認できる検収 記録は付記されているか。





必須

③ 請求書

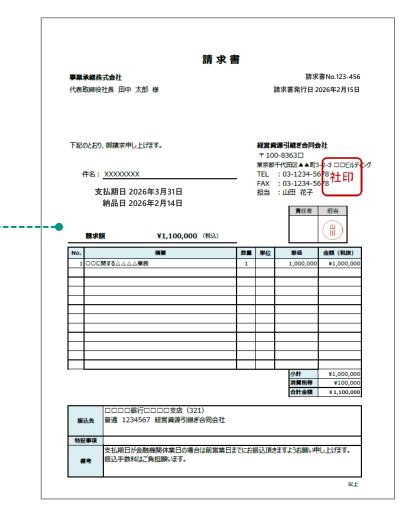
資料準備の留意点

- 請求の発生有無及び請求金額を確認します。
- 個人の専門家による請求書の場合は、源泉徴収分が差し引かれているか 必ず確認してください。

- 請求書の必要記載事項 以下①~⑦が全て確認できる請求書を提出してください。
 - ① 請求書発行日
 - ② 請求先(補助事業者名)
 - ③ 請求書発行元(業者名)
 - ④ 請求内容及び期間等
 - ⑤ 請求金額(稅込・稅抜明記)
 - ⑥ 支払期日
 - ⑦振込先口座(振込の場合)

	証憑提出時の留意点	$ \sqrt{} $
--	-----------	---------------

- □ 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
- □ 請求先、請求元、請求内容等は発注内容・納品書と整合しているか。
- □ 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。 (補助事業 以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けができているか。)
- □ 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカードー括か。





④ 業務完遂が確認できる成果物 (完了報告書等を含む)

必須

資料準備の留意点

- 請負契約の履行証憑として、成果物を確認します。
- 成果物が無形である等の場合は、請負先が作成した完了報告書等を提出してください。

(具体的な留意点)

- 成果物に関して
 - 成果物そのもの(写しや資料等)が提出できる場合は、当該成果物を提出してください。
 - 成果物が無形である等の場合には、右図のような完了報告書として請負先からの報告証憑を提出してください。
 - 報告書内にて成果物がなるべく詳細に確認できるよう、なるべく画像等を交えて報告書を作成してください。

株式会社 ***** 代表取締役社長 ○○ ○○ 様 「○○○○案件」に係る業務完了報告書 株式会社 ** 東京都***区*丁Ы 代表取締役社長 〇 令和○年○月○日に貴社より受託いたしました、○○○○答 件につきまして、以下の通り業務を完了しましたのでご報告申し 上げます。 ·案件名:XXXXXXXX ·業務受託日:XX年XX月XX日 ·業務受託期間:XX年XX月XX日~XX年XX月XX日 ·業務完了日:XX年XX月XX日 ·受託金額:XXXXX円 •業務受託内容: ・業務完了に際して、添付写真の通り納品を完了しております。 以上



■ 経費区分別の証拠書類 (委託費)

	要否	書類名	条件	記載ページ
1	必須	委託契約書	_	<u>51</u>
2	必須	請求書	_	<u>52</u>
3	該当必須	業務実施内容が確認できる成果物(完了報告書等を含む)	_	<u>53</u>
4	必須	支払確認資料(全経費区分共通)	_	<u>14</u>



必須

① 委託契約書

資料準備の留意点

- 委託費の場合は、委任(委託)契約を締結する必要があります。
- 契約内容から委任契約の締結が確認できる証憑を提出してください。
- <u>契約前提となる業務内容が確認できるように、必要に応じて補足資料を提出してください</u>。見積書を含めて「○○コンサルティング業務」といった摘要のみの場合、追加確認資料を依頼する場合があります。

(具体的な留意点)

- 契約書上の必要記載事項 ※<u>以下①~⑦の記載がない場合、また不明瞭な場合は、書類不備と</u> なりますので留意してください。
 - ① 契約当事者
 - ② 契約相手方
- ③ 契約内容(契約条件が委任契約の内容に準じているほか、添付資料を含めて発注内容の詳細が確認できること)
- ④ 契約期間
- ⑤ 契約金額(税金表示)
- ⑥ 支払条件
- ⑦ 契約締結日、押印等
- 証憑提出時の留意点 🗸
 - □ 契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
 - □ 契約日が補助事業期間内となっているか。
 - □ 契約期間が補助事業期間内となっているか。
 - □ 双方の押印が完了している契約書か。
 - □ 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っているか。



業務委託契約書

- 1.業務名称 ○○○○事業に係る●●業務の委託
- 2.契約金額 金 XX.XXX.XXX 円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)
- 3.契約期間 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日
- ■記契約について、株式会社*****(以下「甲」という。)と株式*****(以下「乙」という。)は契約条項並びに特記事項に基づき、契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和○年○月○日

乙 東京都***区*丁目 4/5-6 株式会社 *** 代表取締役社長 ○○ 第1条 甲は、甲に 乙はこれを承諾した。

第2条 乙は、本件: 業員の選任について! 2 前項による派遣役

第3条 甲は、乙に! 税を加算して支払う!

第4条 乙が本件業 誠により、負担者及

第5条 乙が本件業: 報につき、乙は、甲, れに違反した場合。! 2 前項は、本契約針

第6条本契約に定め き躁棄が生じたとき

第7条 本契約期間 ××が月前までに、「 旨の意思表示がない」 る。



② 請求書

資料準備の留意点

- 納品前の**前払い**が必要となる取引形態の場合、日付の順が「請求書→ 納品書」となっても問題ありませんが、その場合は理由書、契約書等でそ の理由が確認できるように準備してください。
- 請求書に消費税表記がない場合、消費税相当額を差し引いた額を補助 対象経費とします。

(具体的な留意点)

- 請求書の必要記載事項
 - 以下①~⑦が全て確認できる請求書を提出してください。
 - ① 請求書発行日
 - ② 請求先(補助事業者名)
 - ③ 請求書発行元(業者名)
 - ④ 請求内容及び期間等
 - ⑤ 請求金額(稅込・稅別明記)
 - ⑥ 支払期日
 - ⑦ 振込先口座 (振込の場合)

■ 証憑提出時の留意点 、

- 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である 請求書か。
- □ 請求内容等は発注内容と整合しているか。
- □ 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。 (補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けがで きているか。)
- □ 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカードー括か。

事	業	承	継
M	&	A	補助金

必須

			請求書	ŧ			
事業承	継株式会社					青求書No. 123	4-5678
代表取	締役社長 田中	中 太郎 様			請求	書発行日 202	2X年X月X日
下記の	とおり、御請求り	申し上げます。		1	₹ 10	継促進株式会 0-8363□	
件	名: XXXXX	XXX			東京都	千代田区▲▲町: : 03-1234-5	3-2-3 □□ビルラ :678 → - □□
	支払期日	202X年X月X日 202X年X月X日			177	: 03-1234-5 : 山田 花子	担当
ă	東京額	¥110	,000 (税込)				
No.		摘要		数量	単位	単価	金額 (税抜)
1 C	○に関する契約	書に雛型作成費用		10	頁	10,000	¥100,00
_							
- 1				-			
#							
						小計	
						小計 消費税等 合計金額	¥10,00
						消費税等	¥10,00
怎 込		□銀行□□□□支店 234567 : 事業 孑	;(321) 継促進株式会社			消費税等	¥10,00
振込	先 普通 1					消費税等	¥100,00 ¥10,00



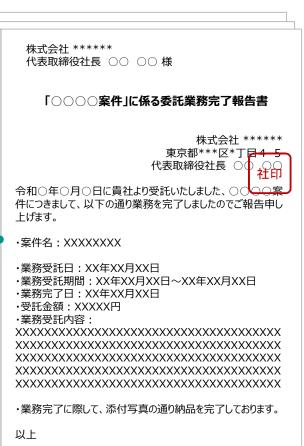
③ 業務実施内容が確認できる成果物 (完了報告書等を含む)

該当必須

資料準備の留意点

- 委託業務においては、原則として委託先からの『受託業務完了報告書』 の提出を以て委託内容を確認しますが、委託業務の履行証憑として、成 果物を確認させていただく場合があります。
- その際は、業務委託内容が客観的に確認できる成果物、レポート等の証 憑を提出してください。

- 成果物に関して
 - 成果物そのもの(写しや資料、レポート等)が提出できる場合は、当 該成果物を提出してください。
 - 成果物が無形である等の場合には、右図のような完了報告書として請負先からの報告証憑を提出してください。
 - 報告書内にて成果物がなるべく詳細に確認できるよう、なるべく画像等を交えて報告書を作成してください。





■ 経費区分別の証拠書類 (廃業費1/2)

	要否	書類名	条件	記載ページ
		契約書(発注書と請書による契約を含む)	_	<u>56</u>
		【廃業支援費】発注書または契約書	_	<u>56</u>
		【在庫処分費(自己所有物)/解体費(自己所有物)/原状回復費(借用物) / 移転・移設費】請負契約書(発注書と請書による契約を含む)	-	<u>56</u>
		【原状回復費(借用物)】賃貸借契約書(原状回復条件記載有)	_	<u>57</u>
	【廃業支 【在庫処	業務完了書類(検収記録付き)	_	<u>58</u>
		【廃業支援費】納品書または完了報告書等	_	<u>58</u>
2		【在庫処分費(自己所有物)】廃棄証明書または廃棄完了報告書等	_	<u>58</u>
		【解体費(自己所有物)】解体・処分証明書または工事完了報告書等	_	<u>58</u>
		【原状回復費(借用物)】原状回復証明書または工事完了報告書等	_	<u>58</u>
		【移転・移設費】移転・移設証明書または工事完了報告書等	-	<u>58</u>
3	必須	請求書	<u>-</u>	<u>59</u>



■ 経費区分別の証拠書類 (廃業費2/2)

	要否	書類名	条件	記載ページ
		写真	_	<u>60</u>
		【在庫処分費(自己所有物)】商品在庫の処分前・処分後の写真	対象の経費区分に該当する場合	<u>60</u>
4	該当必須	【解体費(自己所有物)】設備機器等の解体・処分前と、解体・処 分後の写真	対象の経費区分に該当する場合	<u>60</u>
		【原状回復費(借用物)】対象物件等の原状回復前・原状回復後 の写真	対象の経費区分に該当する場合	<u>60</u>
		【移転・移設費】対象設備等の移転前・移転後の写真	対象の経費区分に該当する場合	<u>60</u>
5	該当必須	【廃業支援費】登記完了証、閉鎖事項全部証明書等の写し	対象の経費区分に該当する場合	<u>61</u>
6	必須	支払確認資料(全経費区分共通)	_	<u>14</u>



必須

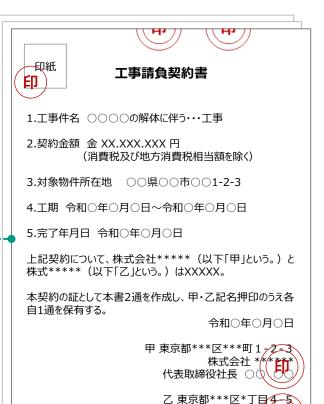
① 契約書 (発注書と請書による契約を含む)

資料準備の留意点

- 廃業支援費の場合は、発注書または契約書を提出してください。
- リース解約費の場合は、リース解約契約書(通知書)を提出してください。
- 廃業費の経費区分のうち、在庫処分費(自己所有物)/解体費(自己所有物)/原状回復費(借用物)/移転・移設費は、請負契約(発注書と請書による契約を含む)の締結が必要となりますので、注意してください。

(具体的な留意点)

- 契約書上の必要記載事項 以下①~⑧が確認できることが必要です。
 - ① 契約当事者
 - ② 契約相手方
 - ③ 契約内容
 - ④ 契約期間
 - ⑤ 契約金額(税金表示)
 - ⑥ 支払条件
 - ⑦ 契約締結日、押印等
 - ⑧ 印紙(必要に応じて貼付)
- 証憑提出時の留意点 🗸
 - □ 契約当事者及び相手方は適切に記載されているか。
 - □ 契約日が補助事業期間内となっているか。
 - □ 双方の押印が完了している契約書か。
 - □ 電子契約の場合は、契約書の写しに加えて電子契約証憑も揃っているか。



代表取締役計長 ()



必須

① 契約書(原状回復費(借用物))

資料準備の留意点

- 原状回復費(借用物)について、当初契約条件を確認するため、賃貸借契約書を提出してください。
- 契約書については、該当ページのみならず、全てのページを提出してください。

(具体的な留意点)

- 契約書上の必要記載事項 以下①~③が確認できることが必要です。
 - ① 契約当事者(補助事業者)
 - ② 契約内容 (原状回復に関する条項により、当初条件が確認できるか。また、契 約対象となる物件や設備は、補助事業に関連したものか)
 - ③ 契約期間(補助事業期間にかかるか)

版・家賃債務保証発育型の 平成 30 年 3 月版・家賃債務保証業者型の 一 第7条第1項各号の離約に戻する事実が判明した場合(二 契約締締後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した場合。 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する機器に違反した場合式は別表第1第六号から第八号に 反社会的勢力に賃借 掲げる行為を行った場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。◎ 第 11 条 こは、甲に対して少なくとも 30 目前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解 ・部につき、賃借権を 約することができる。 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの目から 30 目分の資料(本契約の解約級の費 8製、改造者しくは探 料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの目から起算して 30 目を経過する 目までの間、随時に本契約を解約することができる。 別表第2に掲げる行 (一部隊矢等による賃料の隊襲等) 第12条 本物件の一部が減失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが t、甲に通知しなけれ この責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなく なった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及びこは、減額 の程度、期間その他必要な事項について協能するものとする。 2 本物件の一部が減失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分 のみでは毛が賃借をした目的を進することができないと (らない。この場合の さった ものはる が無視 **っ**きをこに通知しなけ 対象の条項が 第13条 本契約は、本物件の全部が減失その他の事由に :、当該修繕の実施を れによって終了する。 確認できること :通知し修繕の必要に れるにもかかわらず、 第14条 こは、本契約が終了する日までに(第10条の :ができる。この場合: にあっては、慮ちに)、本物件を明け渡さなければなら 2 むは、前項の明後しをするときには、明後し目を事前に中に通知しなければならない。 『求するほか、自ら行 !用はこが負担するも (明装し吟の原状回復) 第15条 ごは、通常の使用に伴い型した本物件の複雑及び本物件の経年変化を除き、本物件を - 原状回復しなければならない。 ただし、 この養めに帰することができない事由により生じた ものについては、原状回復を要しない。)期間を定めて当該機 2 甲及びごは、本物件の明複し時において、契約時に静約を定めた場合は当該特約を含め、 しないときは、本契約 別表第5の規定に基づきこが行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があると きは、あらかじめこの未締を得て、本物仲内に立ち入ることができる。 『を定めて当該義務の 2 むは、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはで :当該義務違反により 3的を解除することが 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする考式は本物件を譲り受けようとする者が 下見をするときは、甲氏が下見をする者は、あらかじめこの承蒙を得て、本物仲内に立ち入 ることができる。 ∫表第1第六号から第 4 甲は、火災による延騰を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合において は、あらかじめこの未締を得ることなく、本物仲内に立ち入ることができる。この場合にお いて、甲は、この不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨をこに通知しなければならな 1手方は、何らの催告 Jan. 6



② 業務完了書類 (検収記録付き)

必須

資料準備の留意点

- 発注・契約内容に基づいて役務が完遂されているか確認するために、納品 書または完了報告書が必要です。
- 検収記録が確認できる納品書または完了報告書を提出してください。

(具体的な留意点)

- 検収の実施について
 - 納品書及び完了報告書を基に、発注・契約内容が適切に遂行されたか、発注者側が検収(納品物が発注内容に適合するか確認する)を行ってください。
 - ▶ 検収は発注者側の担当者が行ってください。
 - ▶ 以下のどちらかの方法で検収を行ったことを記録してください。
 - ①「検収日」「検収者」を納品書の余白に記載又は押印。
 - ② 別途、検収書類を検収記録の代替とすることも可。

各経費区分で必要となる書類は以下のとおりです。

経費区分	必要となる書類			
廃業支援費	納品書または完了報告書等			
在庫処分費(自己所有物)	廃棄証明書または廃棄完了報告書等			
解体費(自己所有物)	解体・処分証明書または工事完了報告書等			
原状回復費(借用物)	原状回復証明書または工事完了報告書等			
移転·移設費	移転・移設証明書または工事完了報告書等			

株式会社 ****** 代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

工事完了報告書

株式会社 ****** 東京都***区*丁目 代表取締役社長 〇〇

令和○年○月○日に貴社より受託いたしました、○○○○工事につきまして、以下の通り業務を完了しましたのでご報告申し上げます。

·工事件名:XXXXXXXX

·業務受託日:XX年XX月XX日

·工期:XX年XX月XX日~XX年XX月XX日

·工事完了日:XX年XX月XX日

·受託金額:XXXXX円

·工事内容:

【施工前、施工中、施工後の写真】

証憑の種別を問わず、検収記録は必須です。

上記工事完了を確認しました。



必須

③ 請求書

資料準備の留意点

- 請求の発生有無及び請求金額を確認します。
- 個人の専門家による請求書の場合は、源泉徴収分が差し引かれているか 必ず確認してください。

- 請求書の必要記載事項 以下①~⑦が全て確認できる請求書を提出してください。
 - ① 請求書発行日
 - ② 請求先(補助事業者名)
 - ③ 請求書発行元(業者名)
 - ④ 請求内容及び期間等
 - ⑤ 請求金額(稅込・稅抜明記)
 - ⑥ 支払期日
 - ⑦振込先口座(振込の場合)
- 証憑提出時の留意点 ☑
 - □ 補助事業期間内に発行され、支払期日が補助事業期間中である請求書か。
 - □請求先、請求元、請求内容等は発注内容・納品書と整合しているか。
 - □ 補助事業に関連する請求内容である旨が確認できるか。 (補助事業以外の請求内容が含まれる場合は、明確に区分けができているか。)
 - □ 支払手段は相手口座への直接振込またはクレジットカードー括か。





④ 写真(在庫処分費(自己所有物)/解体費(自己所有物)/原状回復費(借用物)/移転·移設費)

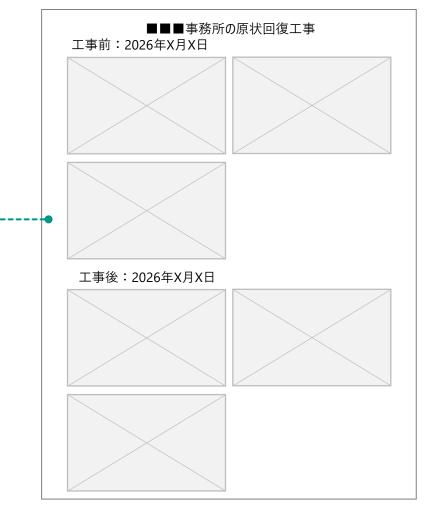
該当必須

資料準備の留意点

- 在庫処分、解体、原状回復、移転・移設を業者等に依頼した場合は、対象物等及び完遂を確認するための写真を提出していただきます。
- 写真は、作業前 / 作業後は必ず提出してください。また、可能な限り作業中の写真も提出してください。

- 写真撮影に際して
 - <u>作業前</u>:作業対象となる設備や物件、在庫等を撮影してください。写真の中で、作業対象物の全体感が確認できるかを確認してください。 (写りきらない場合は複数枚撮影してください。)
 - <u>作業後</u>:作業前の写真と比較がしやすいよう、同じ対象設備や物件、 在庫スペース等を撮影してください。
 - 作業中:搬出や解体の様子等、補足写真があれば提出してください。

経費区分	必要となる写真
在庫処分費 (自己所有物)	商品在庫を処分したことがわかる、処分前と処分後の 写真
解体費 (自己所有物)	建物や設備機器等を解体したことがわかる、解体前と解体後の写真
原状回復費 (借用物)	原状回復対象物件やレンタル品等を原状回復したことがわかる、原状回復前と原状回復後の写真
移転・移設費	移転・移設状況(撤去及び設置)がわかる、移転・ 移設前と移転・移設後の写真





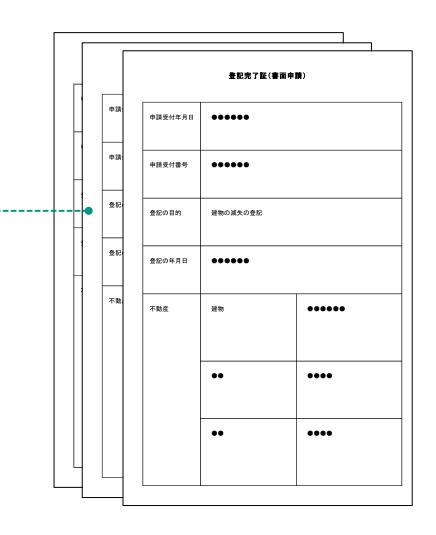
⑤ 登記完了証、閉鎖事項全部証明書等の写し (廃業支援費)

該当必須

資料準備の留意点

■ 廃業支援として、依頼内容が適切に行われていることを確認します。

- 提出物に関して
 - 発生した経費の成果物(コピー)の提出が必要となります。
 - 補助対象期間中に業務が遂行(依頼した役務・サービスが納品)されていない場合、補助対象外となりますので注意してください。





賃金引上げの実施状況に関する確認【補助上限額の引上げに係る賃上げ】

【補助上限額の変更に関する賃上げ要件】の申請及び交付決定を受けた事業者については、実績報告時までに補助事業期間の賃上げの実施状況を報告していただく必要があります。

公募要領より、【補助上限額の変更に関する賃上げ要件】

補助事業期間終了時に、公募申請時と比較し事業場内最低賃金+50円以上の賃上げを達成すること。

※対象とする事業場は、補助事業の実施先(被承継者を含む)であること。

※賃上げの達成については補助事業完了後の実績報告時に確認するものとし、本報告時に補助事業期間終了日を含む支払期間の賃金台帳等の提出を求める。実績報告時に本要件を未達の場合は、交付決定通知書に記した補助上限額の変更(1,000万円を800万円に減額)を行う。

※補助事業終了後も、後年の事業化状況報告書において、継続して賃金台帳の提出を求め、賃上げ状況が継続されない場合は返還を求める場合があるので注意すること。

	要否	書類名	記載ページ
1	該当必須	対象月(支払期間)の賃金台帳 ※全従業員分	<u>63</u>
2	該当必須	対象月(支払期間)の【事業場内 最低賃金対象者】の賃金台帳	<u>64</u>
3	該当必須	労働者名簿 ※全従業員分	<u>65</u>

なお、(補助上限額の引き上げは申請せず)加点事由のために公募申請時に賃上げの表明をしている事業者の賃上げ状況については、 事業化状況報告時に確認をとりますので、同様の証憑を準備の上、 事業化状況報告の際に提出をお願いいたします。

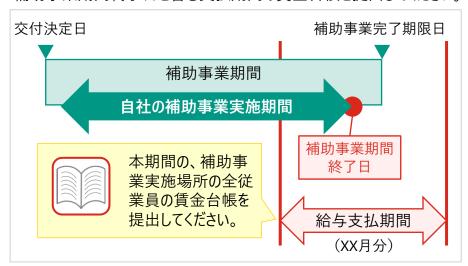


① 対象月(支払期間)の賃金台帳 ※全従業員分

該当必須

資料準備の留意点

補助事業期間終了日を含む支払期間の賃金台帳を提出してください。



(具体的な留意点)

- 賃金台帳は、自社で通常管理している任意様式で構いません。
- 対象月分のみを提出してください。
- 全従業員分の賃金台帳を提出してください。
- 必要事項を補記(手書きも可)の上、提出してください。

以下①、②を確認しますので、わかりやすく補記の上提出してください。



- ①、②が確実に確認できる賃金台帳を提出してください。
- ①:対象従業員の、対象月における賃金状況
- ②:対象月と、対象給与支払期間
- ※ 自社で導入している賃金管理ソフト等から、従業員氏名、対象賃金、 労働時間等を抽出した一覧表形式の提出も可とします。



② 対象月(支払期間)の【事業場内最低賃金対象者】の賃金台帳

該当必須

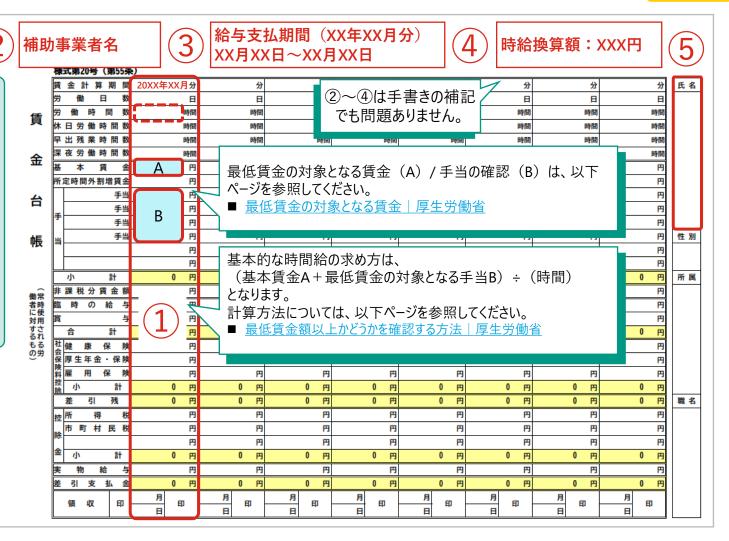
資料準備の留意点

最低賃金の対象者については、 ①~⑤が確実に確認できる賃金

- ① 対象従業員の、対象月における賃金状況
- ② 補助事業者名

台帳を提出してください。

- ③ 対象月と、対象給与支払期 間
- ④ 時給換算額
- ⑤ 対象者氏名
- ①~⑤を、公募申請時の提出 資料(確認書や賃金台帳)等 と照合します。





様式第

該当必須

③ 労働者名簿

資料準備の留意点

現在雇用している従業員の労働者名簿(全従業員分)を提出してください。

- 労働者名簿は、自社で通常管理している任意様式で構いません。
- 補助事業実施場所に従事する全従業員分の労働者名簿を提出してく ださい。
- 対象の給与支払期間時点で雇用している従業員が対象です。(退職者等の名簿提出は不要)
- 自社で導入している人事労務管理ソフト等から、必要情報を抽出した 一覧表形式の提出も可とします。

歴		職		别	労働	弗 九 号
	を含む。) 事由 (退職の 田田での 田田での 田田で 日本の 田田で 田田での 田田での 田田で 田田での 田田で 田田で 田田で 田田で	年月日	生年月日	氏名	**************************************	弗十九号 (第五十三条関係)
			種類	従事する業務		
			雇入れ年月日	住		

【参考】

※法定帳簿としての記載項目

①労働者氏名、②生年月日、③履歴、 ④性別、⑤住所、⑥従事する業務の 種類、⑦雇入れ年月日、⑧退職または 死亡年月日、その理由や原因